

事前分析表(案)について

資料1-3

政策 施策	施策の概要	達成すべき目標	測定指標	23年度 目標値	測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度)の設定の根拠
政策01 市民活動の促進					
施策① 市民活動の促進					
	<p>特定非営利活動促進法の適切な施行等により、市民活動の促進を図るため、必要な体制整備、情報発信等を行う。</p>	<p>本施策の推進により、「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。</p>	<p>特定非営利活動促進法に基づく申請に対する認証・不認証の決定までの期間</p>	<p>4ヶ月以内</p>	<p>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項に基づく縦覧2ヶ月、第12条第2項に基づく認証又は不認証の決定期間2ヶ月以内の計4ヶ月以内と設定。</p>
			<p>NPOホームページへのアクセス件数</p>	<p><u>3ヶ年度平均</u> <u>(583,162件)</u> <u>以上</u> (平成22年度:前年度比増(543,639件))</p>	<p>平成22年度までの事後評価結果を踏まえ、NPOホームページのアクセス数の目標値を3ヶ年度平均以上と設定。</p>
			<p>税制改正要望の成果の反映としての認定特定非営利活動法人数</p>	<p><u>3ヶ年度平均</u> <u>(40法人)</u> <u>以上</u> (平成22年度:前年度(34法人)比増)</p>	<p>平成13年10月より認定特定非営利活動法人制度が施行され、平成23年3月末において198法人が認定を受けている。平成22年度までの認定数を踏まえ、平成23年度税制改正要望の成果の反映としての認定特定非営利活動法人数の目標値を過去3ヶ年度平均以上と設定。</p>

政策2 適正な公文書管理の実施

施策① 公文書管理制度の適正かつ円滑な運用

<p>行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書その他の文書(歴史公文書等)の確実な移管がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。</p>	<p>公文書管理制度の推進により、行政文書等の適正な管理を図るとともに、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を図る。</p>	<p>行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置(レコードスケジュール)の設定状況 →当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%)</p>	<p>レコードスケジュール早期設定の促進、設定状況の調査を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書等の管理に関する法律第5条第5項において、行政機関が作成・取得した行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めること(=レコードスケジュールの設定)が規定されているところ。 ・移管・廃棄の判断を早期に設定することは、行政文書ファイル等の内容を熟知している当該ファイル等の作成・取得者が判断に関与することが期待されることから、行政文書等の誤廃棄の防止や歴史公文書等の確実な移管に資するものと考えられる。 ・歴史公文書等の評価・選別を早い段階から行うことが重要であるとする制度の趣旨にかんがみ、各年度ごとに行政機関で管理する行政文書ファイル等数のうち、公文書管理法施行初年度である23年度は行政機関に対し、レコードスケジュール早期設定の促進と設定状況の調査を実施することを目標とし、24年度以降は、行政機関において管理する行政文書ファイル等のうちレコードスケジュールの設定を行ったものの数の割合について、23年度の実績値を踏まえ、対前年度比で増加すべきものとして目標を設定(時点は各年度末)。 ・各行政機関においてレコードスケジュールの早期設定が定着するには少なくとも制度施行後3年程度は要すると考えられることから、目標年度を平成25年度に設定。 ・なお、測定指標のレコードスケジュール設定割合について、早期設定を定着させることに主眼を置いており、また、必ずしも全ての行政文書ファイル等について歴史公文書等としての評価・選別を即時に行えるものではないことから、目標を「対前年度比増」としている。
--	--	---	-------------------------------------	--

政策3 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進

施策① 重要施策に関する広報				
<p>政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。</p>	<p>政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力を促進する。</p>	<p>重要施策に関する 広報 理解度</p>	<p>80% (22年度: 75%)</p>	<p>・平成22年度事後評価結果を踏まえて、実施した広報内容についてアンケート調査で「理解できた」等と回答した割合の目標値を80%に設定。(平成22年度の目標値は75%)。</p>
		<p>重要施策に関する 広報 満足度</p>	<p>70% (22年度: 65%)</p>	<p>・平成22年度事後評価結果を踏まえて、実施した広報内容についてアンケート調査で「満足した」等と回答した割合の目標値を70%に設定(平成22年度の目標値は65%)。</p>
		<p>重要施策に関する 広報 国民からの反響 やその後の行動 変容等の把握・分析</p>	<p>試行的 実施</p>	<p>・政策評価有識者懇談会における指摘を踏まえて、アンケート結果や問い合わせ内容等から、国民からの反響やその後の行動変容等を把握・分析を試み、今後の広報展開への活用方法を検討する。</p>

施策② 世論の調査				
<p>世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表し、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取し、及び国民対話により、大臣と国民とが直接、双方向で対話を行うことにより国民の理解を深めるとともに、国民の意見や提言を聴取し、政府施策の企画立案等に資する。</p>	<p>広聴活動により把握した意識、意見、要望等の、政府施策の企画立案作業等への反映を図る。</p>	<p>世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用度</p>	<p>平成23年度調査件数以上</p>	<p>世論調査では、政府の重要施策の企画・立案に資する「施策調査」及び国民の意識全般を把握し施策全般の参考とする「動向調査」を実施している。従って、法律改正や基本計画の策定につながる、審議会などでの活用及び施策の現状分析などを行う白書等での結果引用回数を指標とすることが適切である。なお、中・長期的観点での活用を想定すべき調査もあるため、目標値は当該年度調査件数以上と設定した。</p>
政策O4 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進				
施策① 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理				
<p>第二次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)に基づき、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。</p> <p>平成11(1999)年3月に、「遺棄化学兵器問題に対する取組について」が閣議決定され、それに基づき、同年4月に遺棄化学兵器処理担当室が総理府(現内閣府)に設置された。また、同年7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。</p>	<p>旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実に進行。</p>	<p>平成23年度計画の遺棄化学兵器処理数の割合</p>	<p>100%</p>	<p>平成19年4月の日中首脳会談で、移動式処理設備を導入し、遺棄化学兵器の廃棄作業を開始することに合意した。</p> <p>平成22年度に南京に保管されている遺棄化学兵器(約36,000発)の廃棄処理を開始し、23年度に完了させる予定であるため、その進捗よく割合を目標値として設定する。</p>
		<p>会議等における日本側の取組に対する中国側の評価</p>	<p>肯定評価</p>	<p>事業において中国側の協力を得ることが重要かつ不可欠であるため。</p>

政策05 経済財政政策の推進

施策① 政府調達に係る苦情処理についての周知・広報

<p>政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続きの透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。</p> <p>本施策は、上述の我が国の政府調達苦情処理手続きについて、関係省庁や大使館で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図るとともに、ホームページにおいて、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表するもの。</p>	<p>政府調達苦情申立てに対して適切に対応するとともに、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度周知を行う。</p>	<p>HPへのアクセス件数</p>	<p>80,000件 (平成22年度:年間88,000件以上)</p>	<p>政府調達に係る苦情処理についての周知・広報活動の結果を測定する指標としてHPへのアクセス件数が適当であり、また具体的な目標値については昨年度の実績を踏まえて設定した。</p>
---	---	-------------------	---	--

施策② 対日直接投資の推進

<p>日本に高付加価値拠点を呼び込むため「アジア拠点化推進法」の制定や外国企業向けの事業環境整備等の施策を取りまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム(仮称)」を年内に策定するなど、対日直接投資を推進するための関係府省庁の総合調整を行う。本事業は、その一環として、地方シンポジウム等を通じた施策の周知・広報を行うもの。</p>	<p>①地方シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合70%</p>	<p>地方シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合</p>	<p>70%</p>	<p>周知・広報活動の結果を測定する指標としてアンケート結果は適切であり、昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。</p>
	<p>②「アジア拠点化・対日投資促進プログラム(仮称)」の策定</p>	<p>「アジア拠点化・対日投資促進プログラム(仮称)」の策定</p>	<p>プログラム策定</p>	<p>「新成長戦略」(平成22年6月)、「日本再生ための戦略に向けて」(平成23年8月)等により「アジア拠点化・対日投資促進プログラム(仮称)」を平成23年末までに策定することとしている。</p>

施策③ 緊急雇用対策の実施				
<p>地域社会雇用創造事業として、以下の2事業を行う。</p> <p>(1) 社会起業インキュベーション事業 NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、企業支援対象者の選出を行うとともに、これらの者の事業立ち上げ等を支援する。</p> <p>(2) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出を行う。</p>	<p>社会的企業の創業および人材創出を支援する等の事業を実施し、地域社会における事業と雇用を加速的に創造することを目的とする。</p>	<p>社会起業インキュベーション事業による起業支援者数</p>	<p>800名</p>	<p>地域社会雇用創造事業の実施により、「社会的企業」分野において、新たな雇用が創造され、その結果、地域の活性化や若者の雇用促進などにつながると考えられる。目標値は、「地域社会雇用創造事業実施要領」において定めた目標人数。</p>
		<p>社会的企業人材創出・インターンシップ事業による研修受講者数</p>	<p>12,000名</p>	<p>地域社会雇用創造事業の実施により、「社会的企業」分野において、新たな雇用が創造され、その結果、地域の活性化や若者の雇用促進などにつながると考えられる。目標値は、「地域社会雇用創造事業実施要領」において定めた目標人数。</p>
施策④ 道州制特区の推進				
<p>道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体（現在は北海道のみ）からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組みであり、道州制特別区域推進計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査等を行っている。</p>	<p>道州制特区の着実な推進により、関係行政機関との連携を深め、実施状況調査等を行い、道州制導入に向けた国民的な論議の進展を図る。</p>	<p>国から権限移譲された事務・事業の合計（累計）件数（平成27年度までに10件以上）</p>	<p>10件以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、法律及び基本方針に基づき国からの事務・事業の移譲を進める仕組みである。（道州制を導入する場合には、国から道州へ大幅な権限移譲を行うことが重要とされており（地方制度調査会答申）、道州制特区はその先行モデルとして、特定広域団体にできるだけ多くの国の事務・事業が移譲されることが期待されている。） ・上記目標の達成状況を確認するため、政策評価における定量的な測定指標として、国からの事務・事業の移譲件数（累計）を設定。 ・特定広域団体（現在は北海道のみ）からの提案に基づき、国からの事務・事業の移譲を行うため、北海道から提案が提出され、かつ提案の内容が権限移譲を目的としたものであることが必要となる。したがって、年度ごとの新規増加分を含めた移譲件数の目標値は設定しない。

		北海道道州制特別区域計画に盛り込まれた事務・事業のフォローアップ (事務・事業の適切な進捗)	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、法律及び基本方針に基づき国からの事務・事業の移譲を進める仕組みである。(道州制を導入する場合には、国から道州へ大幅な権限移譲を行うことが重要とされており(地方制度調査会答申)、道州制特区はその先行モデルとして、特定広域団体にできるだけ多くの国の事務・事業が移譲されることが期待されている。) ・上記目標の達成状況を確認するため、定性的な指標として、事務・事業の適切な進捗を設定。 ・今まで移譲した事務・事業が適切に行われているか等、毎年度フォローアップを行うことは、今後の権限移譲を進めていくために重要。 ・フォローアップ調査及びその内容を本部へ報告することは、道州制特別区域基本方針(平成22年3月26日一部変更)により規定されている。
--	--	---	----	--

施策⑤ 民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)

<ul style="list-style-type: none"> ・民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的に実施。 ・PFI法では少なくとも3年ごとに特定事業の実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるとされているため、実施状況や検討に必要な調査等を実施。平成22年に民間資金等活用事業推進委員会が公表した「中間的取りまとめ」に示された”地方公共団体への支援体制の充実などPFI制度の拡充”について必要な措置等を実施。 	民間資金等活用事業推進委員会が平成22年5月25日に公表した「中間的取りまとめ」において指摘された課題に対応し、PFIの一層の推進を図る。	「中間的とりまとめ」で指摘された課題に関する施策の推進	「中間的とりまとめ」で指摘された課題に関する施策の推進	<p>平成23年度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI法の改正・関係政令、府令、基本方針等の策定。(「対象施設の拡大」「コンセッション方式の導入」等) ・民間からの要望が強い事項の検討。(「多段階選抜・競争的対話」「資金調達環境整備」等) ・地方公共団体への支援体制の拡充。(「PFI専門家派遣制度」「ワンストップサービス」等) ・モデルプロジェクトを行う。 <p>平成24年度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの作成(「コンセッション方式の導入」「民間事業者の参入意欲」等) ・民間からの要望が強い事項の運用。(「多段階選抜・競争的対話」「資金調達環境整備」等) ・個別課題の対応(「ユニバーサルテストングの導入」等) ・地方公共団体への支援体制の拡充(「PFI専門家派遣制度」「ワンストップサービス」等) ・モデルプロジェクトを行う。
---	---	-----------------------------	-----------------------------	--

施策⑥ 市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善				
市場開放問題に係る対外的な苦情処理業務	持ち込まれる個々の苦情事案の適時適切な解決を図る	苦情解決比率(累積値)の維持	100%	これまで持ち込まれた苦情事案は全件解決済みで、平成20年度以降苦情解決比率は99.85%を維持していることから、今後も新たに事案が持ち込まれる際には、引き続き事案解決に努めることを通じて当該解決比率を維持できるよう図る。(※自主的に設定している目標)
施策⑦ 競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む)				
公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。	公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体とその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する。	公共サービス改革の進捗状況	進捗状況の確認	公共サービス改革法に基づき、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直す中で、公共サービス改革の進捗状況を確認することを目標値として設定した。

施策⑧ 「新しい公共」に関する施策の推進

<p>①「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として、「新しい公共」推進会議を開催する。</p> <p>②社会的責任に関する施策を推進し、安全・安心で持続可能な社会の実現に向け、広範な主体の協働を推進するため、社会的責任に関する円卓会議に参画する。</p> <p>③「新しい公共」に関する国民の意識や考え方等について把握するため、国民生活選好度調査を実施する。</p> <p>④「新しい公共」の担い手となる特定非営利活動法人等の民間非営利組織の自立的活動を支援する。</p>	<p>①「新しい公共」推進会議において、提案をとりまとめ</p> <p>②安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略のフォローアップ</p> <p>③国民生活選好度調査の公表</p> <p>④国民の積極的な「公」への参加による、公的サービスの無駄のない供給に向け、NPO等が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となる。</p>	「新しい公共」推進会議において、提案をとりまとめ	提案を取りまとめた上で、政府の対応を決定・推進	会議における議論の一定の成果であるとりまとめを目標として設定した。
		安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略のフォローアップ	着実な実施	安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略において、今後2年間協働戦略のフォローアップを行うこととされていることを受け、目標を設定した。
		国民生活選好度調査の公表	国民生活選好度調査の実施、分析、公表	調査の成果物である結果の公表を目標として設定した。
		新しい公共支援事業の進捗の把握状況	進捗の把握	平成24年度末まで新しい公共支援事業を実施する予定であることを受け、目標を設定した。

施策⑨ 「新しい公共」の自律的な発展の促進のための環境整備

<p>「新しい公共」の担い手となる特定非営利活動法人等の民間非営利組織の自立的活動を支援する。</p>	<p>国民の積極的な「公」への参加による、公的サービスの無駄のない供給に向け、NPO等が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となる。</p>	<p>NPO等の活動成熟度</p>	<p>増加率 10%以上</p>	<p>・当該施策はNPO等の人材育成や情報開示等を目的としており、それらの状況が表される活動成熟度を指標とした。(活動成熟度は育成された人材や情報開示の増加率等の加重平均等により算出する。)</p> <p>・支援内容を総合的に踏まえ、事業実施前(平成22年度)に比して1割の増加を目標とした。</p>
		<p>新しい公共の場(多様な担い手による協働の仕組み)に参画した組織数</p>	<p>1500</p>	<p>・当該施策の趣旨は、新しい公共の場の設置促進であるため。</p> <p>・多様な担い手による協働の仕組みを取り入れた「新しい公共の場作りのためのモデル事業」に参画する組織数を測定する。</p> <p>・各県で実施が期待されるモデル事業件数と、一件ごとに求められる参加組織数より、目標値を設定した。</p>

施策⑩ 国内の経済動向の分析

<p>国内の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「月例経済報告」・・・毎月の内外の経済動向に関する調査分析結果を取りまとめ。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)・・・年一回、我が国経済財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ。 ・「日本経済」・・・年一回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析を取りまとめ。 	<p>毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。また、「経済財政白書」を作成の上、年央を目途に閣議に配布し、日本経済が抱える課題の解決等に貢献するとともに、年末を目途に「日本経済」を作成し公表する。以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。</p>	<p>月例経済報告のホームページにおけるアクセス件数</p>	<p>対前年度 (311,842件) 比並</p>	<p>「月例経済報告」を毎月作成しているか、また、その内容が国民に周知されているかを測る指標として設定。</p>
		<p>年次経済財政報告のホームページにおけるアクセス件数</p>	<p>対前年度 (43,125件) 比並</p>	<p>質の高い「年次経済財政報告」が作成されたか、また、その内容が国民に周知されているかを測る指標として設定。</p>
		<p>日本経済のホームページにおけるアクセス件数</p>	<p>対前年度 (6,434件) 比並</p>	<p>質の高い「日本経済」が作成されたか、また、その内容が国民に周知されているかを測る指標として設定。</p>
		<p>主要な会議等への取り上げの有無</p>	<p>月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ</p>	<p>月々の景気動向が政府部内で共有されているかを測る指標として設定。 ※「月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について」(平成5年8月13日閣議口頭了解)において、月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議を随時開催することとされている。</p>
		<p>各メディアへの掲載</p>	<p>主要紙にて記事掲載</p>	<p>我が国の景気動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。</p>

施策⑪ 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析

地域経済の動向や問題点を的確に把握するため、地域経済について幅広い情報収集体制を確立するとともに、地域経済動向に関する調査を行い、地域の現状に応じたきめ細かな政策立案に貢献する。毎月一回、全国11地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、「景気ウォッチャー調査」を公表している。四半期に一回、全国11地域の経済動向について取りまとめ、「地域経済動向」を作成・公表している。毎年一回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、「地域の経済」を作成・公表している。

地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策論議への貢献等を図る。また、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。

「景気ウォッチャー調査」ホームページのアクセス件数	対前年度(71,525件)比並	地域ごとの景気の現状の国民への周知度を推し測る指標として。
「地域経済動向」ホームページのアクセス件数	対前年度(14,620件)比並	地域経済の現状の国民への周知度を推し測る指標として。
「地域の経済」ホームページのアクセス件数	対前年度(1,246件)比並	地域経済の現状及び特色等の国民への周知度を測る指標として。
「景気ウォッチャー調査」報告書公表日	調査終了後6営業日	「景気ウォッチャー調査」が毎月遅滞なく公表されているかを測る指標として。
「景気ウォッチャー調査」報告書の配布箇所数	対前年度比並	「景気ウォッチャー調査」が民間企業等の経済分析に資しているかを測る指標として。
「景気ウォッチャー調査」マスメディアによる報道の状況	対前年度比並	「景気ウォッチャー調査」の国民への周知度を測る指標として
「地域経済動向」報告書公表日	年4回(2, 5, 8, 11月)	「地域経済動向」が遅滞なく公表されているかを測る指標として。
「地域経済動向」関係団体、企業へのヒアリング	対前年度比並	「地域経済動向」が多くの情報が盛り込まれ質の高いものとなっているかを測る指標として。
「地域経済動向」報告書の配布箇所数	対前年度比並	「地域経済動向」が民間企業等の経済分析に資しているかを測る指標として。
「地域経済動向」マスメディアにおける報道の状況	対前年度比並	「地域経済動向」の国民への周知度を測る指標として

「地域の経済」報告書公表日	年1回(年度内)	「地域の経済」が遅滞なく公表されているかを測る指標として。
「地域の経済」報告書の配布箇所数	対前年度比並	「地域の経済」が民間企業等の経済分析に資しているかを測る指標として。
「地域の経済」マスメディアにおける報道の状況	対前年度比並	「地域の経済」の国民への周知度を測る指標として
上記報告書の月例経済報告等への活用状況	対前年度比並	地域の景気動向が政府部内で共有されているかを測る指標として。 ※「月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について」(平成5年8月13日閣議口頭了解)において、月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議を随時開催することとされている。

施策⑫ 海外の経済動向の分析

我が国の経済財政政策運営に資するため、海外経済動向・国際金融情勢について、景気判断やマクロ経済政策を中心に調査・分析を行う。「月例経済報告」の海外経済部分を作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」に報告した後に公表している。また、海外経済動向・国際金融情勢を幅広く、より深く、総合的に分析し、毎年二回「世界経済の潮流」を作成、公表している。そのほか、OECD各国経済審査会合等の国際会議に出席し、会議での議論と報告書の取りまとめに参画している。

海外経済動向・国際金融情勢に関する的確な情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に資する基礎資料を作成・提出し、我が国の経済財政政策の適切かつ機動的な運営への貢献を図る。また、「月例経済報告」や「世界経済の潮流」等の作成・公表、経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。

「世界経済の潮流」のHPにおけるアクセス件数	対前年度並またはそれ以上	海外経済の現状の国民への周知度を推し測る指標として、前年度並またはそれ以上のHPアクセス数を設定。
主要な会議等への取り上げの有無	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月々の海外経済の現状が政府部内で共有されているかを測る指標として設定。 ※「月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について」(平成5年8月13日閣議口頭了解)において、月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議を随時開催することとされている。
各マスメディアへの掲載	主要紙にて記事掲載	我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。

政策06 地域活性化の推進

施策① 中心市街地活性化基本計画の認定

<p>中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。</p>	<p>中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。</p>	<p>認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合</p>	<p>100%</p>	<p>中心市街地活性化施策では、中心市街地活性化に意欲的に取り組む市町村が計画を策定し国が認定した場合、国による認定と連携した支援措置(交付率の拡充など)を行うことになっている。 認定した全ての計画に対して、認定と連携した支援を行いながら中心市街地の活性化を推進していくことを目標として100%と設定した。</p>
		<p>計画期間が終了した計画について、期間終了後に行ったフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合</p>	<p>50%</p>	<p>計画期間終了後に市町村が行うフォローアップ調査において、計画の目標の達成・未達成を市町村が判断を行う。目標を達成したと回答した市町村の割合を施策の有用性を測る指標として設定。 計画期間が終了した計画が少なく(H21FYまでは0件、H22FYは1件)、実績に応じた目標値設定が出来ないため暫定値として50%と設定した。 なお、年度ごとの目標値については暫定値であり、計画期間終了後の市町村の回答を踏まえて見直していく。</p>

施策② 構造改革特区計画の認定

<p>地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。</p>	<p>地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構想の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。</p>	<p>構造改革特区計画の認定件数</p>	<p>20件</p>	<p>・地域活性化の推進を図る上では、地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数が重要であり、かつ、定量的なものであるため、測定指標としたものである。 ・平成20年度～平成22年度の認定実績を基に規制の特例措置の全国展開化等の特定要因を控除し、目標値20件と設定したものである。</p>
		<p>計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合</p>	<p>70%</p>	<p>・施策を活用して事業を実施している地方公共団体へアンケート調査を行うことにより、目標である地域活性化に対する有用性が測定されるものである。 ・平成20年度～平成22年度の認定実績を基に目標値70%と設定したものである。</p>

施策③ 地域再生計画の認定

<p>自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。</p>	<p>地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。</p>	<p>地域再生計画の認定件数</p>	<p>70件 (平成22年度150件)</p>	<p>・地域再生を推進する上で、地方公共団体にとって活用がしやすい制度であることが重要であり、かつ、定量的なものであることから、地域再生計画の認定数を測定指標としたものである。 ・科学技術振興調整費などの支援措置の廃止による支援措置数の減少を踏まえ、目標値を70件と設定したものである。</p>
		<p>計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合</p>	<p>70%</p>	<p>・認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 ・これまでの目標と実績の推移、及び、平成22年度の目標を70%としたところ実績が65%となったことを考慮し、目標値を70%と設定した。</p>

施策④ 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定

<p>地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。</p>	<p>地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国の確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化(地方再生)を促進する。</p>	<p>事業が完了した地方公共団体に対するアンケート調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合</p>	<p>70%</p>	<p>・施策を活用して事業を完了させた地方公共団体へアンケートを行うことによって、目標である地域活性化に対する有用性が測定される。 ・関連施策である地域再生計画の認定にかかる設定に準じた。</p>
--	--	--	------------	--

施策⑤ 地域再生支援利子補給金の支給

<p>地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給する。</p>	<p>地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資が行われることによって、地域における雇用創出その他地域の再生に資することを目標とする。</p>	<p>地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額</p>	<p>80億円 (平成22年度：60億円)</p>	<p>平成20年度については、本施策の前身である「日本政策投資銀行の低利融資等」の実績を参考に、下半期分として目標値を30億円に設定。21、22年度の目標値は通年ベースとして60億円に設定したところ、22年度は目標値を上回る65億円の融資があったことを踏まえ、23年度は目標値を80億円に変更した。</p>
---	---	----------------------------------	-------------------------------	---

施策⑥ 環境未来都市の推進

<p>新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)の21の国家戦略プロジェクトの一つとして位置付けられた「環境未来都市」構想の実現を図る。</p>	<p>選定した環境未来都市において、環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図ることを目標とする。</p>	<p>環境未来都市の選定</p>	<p>選定する</p>	<p>—</p>
		<p>選定した環境未来都市が策定する計画のフォローアップの結果、「目標を上回っている」「目標どおり」に該当する評価の環境未来都市の割合</p>	<p>—</p>	<p>各環境未来都市が策定する年度毎の計画の達成見込みを平均し、全環境未来都市における達成率を数値目標として設定した。</p>

施策⑦ 総合特区の推進

<p>総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p>	<p>総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>認定国際戦略総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均</p>	<p>平成27年度までに80%</p>	<p>指定地方公共団体が自ら定めた認定国際戦略総合特別区域計画について、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均が80%を超えることで、制度の目標をおおむね達成することとなることと、国民への説明責任を果たすことにつながるものとなるから。 なお、目標年度や目標値は指定地方公共団体が自ら定めるとしているため、年度ごとの目標値については指定前段階における仮定の数値であり、実際に制度の運用が開始された後に見直すこととした。</p>
		<p>認定地域活性化総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均</p>	<p>平成27年度までに80%</p>	<p>指定地方公共団体が自ら定めた認定地域活性化総合特別区域計画について、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均が80%を超えることで、制度の目標をおおむね達成することとなることと、国民への説明責任を果たすことにつながるものとなるから。 なお、目標年度や目標値は指定地方公共団体が自ら定めるとしているため、年度ごとの目標値については指定前段階における仮定の数値であり、実際に制度の運用が開始された後に見直すこととした。</p>

政策07 地域主権改革の推進

施策① 地域主権改革に関する施策の推進

地域主権改革に関する施策を推進する	地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施を推進する	<p>法案等の内容の 地方自治体への 説明</p>	<p>法案等の内 容・分量等 に応じて適時 実施</p>	<p>・地域主権改革に関する法案等につき、当事者である地方側にその内容を説明することは、地域主権改革に関する施策の円滑な推進に資する。 ・義務付け・枠付けの見直しについては、地方分権改革推進計画(平成21年12月閣議決定)において、「義務付け・枠付けの見直しに伴い、地方自治体においては、条例の制定・改正作業など、国等による関与の見直しによる事務処理方法の変更及び計画策定業務の変更等への対処が必要となることから、地方自治体の円滑な事務処理のために必要な情報提供を行うこととする」とされており、地域主権戦略大綱(平成22年6月閣議決定)においても同様の記載がある。 ・基礎自治体への権限移譲については、地域主権戦略大綱において、「国は……都道府県及び市町村に対し、移譲事務の内容や取扱い、留意点等について確実な周知・助言を行うほか、市町村からの照会や相談に適切に対応していく」とされている。</p>
		<p>一括交付金(地域 自主戦略交付金) の配分計画の策 定及びその周知</p>	<p>一括交付金 (地域自主戦 略交付金)の 導入に合わ せて実施</p>	<p>・内閣府設置法において「地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること」が内閣府の事務として定められている。 ・一括交付金(地域自主戦略交付金)の導入に合わせ、客観的指標等を用いて適正な配分計画を策定するとともに、これを適切に周知することで地方公共団体による当該交付金の活用を可能とし、対象事業の範囲で、地方公共団体の自由な事業選択を確保している。</p>

政策08 原子力研究開発利用の推進(原子力政策大綱)

施策① 原子力研究開発利用の推進(原子力政策大綱)

原子力委員会は、原子力政策の民主的な運営等のため原子力基本法に基づき設置されている。原子力委員会では、我が国の原子力政策の基本方針である「原子力政策大綱」を平成17年10月に策定しており、その後は同大綱に基づく関係府省等の活動を適時にフォローアップするとともに、必要に応じて各分野の政策の基本方針を企画、審議している。
原子力委員会における主要業務は以下のとおり。

- ①有識者から成る会議による原子力政策の基本方針の企画審議
- ②同方針に基づく原子力の研究、開発及び利用に関する施策の実施状況の点検・評価
- ③国際機関での議論への参画や国際会議の開催による各国との政策協議の実施
- ④原子力委員会の活動等に係る国内外への情報発信及び広聴活動の実施

安全の確保を大前提に、国民の理解を得つつ、原子力の研究、開発及び利用の推進すること等(詳細は「原子力政策大綱」第1章1-1を参照)

原子力政策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ

施策の実施状況の確認(原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認)

- ・関係省庁からのヒアリング等を通じ、原子力政策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標として設定。
- ・なお、原子力政策大綱については、原子力政策の進捗状況や原子力を取り巻く内外の諸情勢等を踏まえ、2010年11月に、新たな大綱を策定することを決定し、検討を進めていたが、今般の東京電力福島原子力発電所事故を踏まえて、2011年4月に検討の中断を決定。9月に検討を再開したところであり、事故によって安全に関する取組に対する国民の信頼が失われるなど原子力発電所を取り巻く社会環境が大きく変化している状況を踏まえて検討を進めている。

政策09 防災政策の推進

施策① 防災に関する普及・啓発

<p>広く国民が日常的に減災のための行動をとることにより、社会全体の防災力の向上を目指し、防災知識の普及・啓発に取り組む。具体的には、9月1日の「防災の日」および8月30日から9月5日までの「防災週間」の期間を中心に、防災フェア、防災ポスターコンクール等の各種行事を行うなど、防災に対する国民の関心を高め、災害に対する「備え」を一層強化する。</p>	<p>災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災フェア・防災ポスターコンクール等の普及・啓発活動を通じて、防災・減災対策を着実に推進する。</p>	<p>防災フェア等におけるアンケート配布数</p>	<p>500</p>	<p>過去の防災フェアにおけるアンケート調査の結果を踏まえて目標値を設定した。</p>
		<p>防災フェア等におけるアンケート回収割合</p>	<p>30%以上</p>	
		<p>防災フェア等におけるアンケートで「防災フェア等におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合</p>	<p>70%以上 (平成22年度:60%以上)</p>	

施策② 国際防災協力の推進

<p>防災分野におけるアジアの地域センターとしてのネットワークを有するアジア防災センターを通じて、アジア各国における災害対応力の強化、被害の軽減を図っている。また、2005年1月の国連防災世界会議にて採択された、「兵庫行動枠組」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連を通じた多国間防災協力やアジア防災センターを通じた地域防災協力、中国・韓国などとの政府間防災協力を通じた国際防災協力を推進する。</p>	<p>国際防災協力を推進し、国際社会における災害による人的・物的被害の軽減を図る</p>	<p>アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者数</p>	<p>100名</p>	<p>兵庫行動枠組の実現に向けた取組主体となる各国の動向を把握する一つの目安として、また、我が国があらゆる機会を通じて国際社会に情報発信したことの効果測定のための指標として設定し、100名/年を目標とした。</p>
		<p>アジア防災センターホームページアクセス数</p>	<p>61,000回</p>	<p>ホームページを通じて各国の防災担当者等が必要な災害情報、各国の防災体制を取得することができるため、国際社会と防災に関する情報共有をしたことの測定のための指標として設定し、従来のホームページアクセス数を維持することを目標として、平成21年度と平成22年度の実績値の平均値を目標値とした。</p>

施策③ 災害復旧・復興に関する施策の推進

<p>災害発生後の被災者の居住安定及び生活再建並びに被災地域の再建・復興を迅速かつ円滑に進めるため、大規模震災の復興対策のあり方の検討、地方公共団体に対する復旧・復興対策の普及・啓発、住家被害認定業務のあり方の検討、被災者生活再建支援制度に関する調査等の実施により、国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上を図る。</p>	<p>災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。</p>	<p>都道府県職員を対象とした説明会の開催</p>	<p>開催</p>	<p>国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上のためには、最新の動向を踏まえた、災害復旧・復興施策に関する認識の共有並びに被災者生活再建支援制度及び住家の被害認定業務に関する知識の習得が求められる。このために、全都道府県の職員を対象とした説明会を継続的に開催する必要がある。</p>
---	---	----------------------------------	------------------	---

施策④ 防災行政の総合的推進(防災基本計画)

<p>防災基本計画は、災害対策基本法に基づき中央防災会議が作成する防災分野の最上位計画であり、我が国の災害対策の根幹をなすものである。 本施策は、近年発生した災害の状況等を踏まえ、防災上の重要課題を把握し、防災基本計画に的確に反映させるとともに、その措置状況をフォローアップすることによって、重要課題が常に的確に反映された計画を確保し、もって防災行政の総合的推進を図るものである。</p>	<p>災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。</p>	<p>防災基本計画への防災上の重要課題の的確な反映</p>	<p>重要課題が的確に反映された計画の確保</p>	<p>平成20年2月の防災基本計画修正により、「本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていく」とこととされたところ。</p>
--	---	--------------------------------------	----------------------------------	--

施策⑤ 地震対策等の推進				
大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行っている。本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱や各種ガイドライン等の策定を行い、災害発生時の被害の軽減や拡大防止を図っている。	近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止めることを目的とする。	大規模地震・津波対策の推進	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ	「東日本大震災からの復興の基本方針」にて「今後の災害への備え」の項目として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」や、東海・東南海・南海地震、首都直下地震対策などが挙げられており、喫緊の対策が必要であるため。

政策10 沖縄政策の推進

施策① 駐留軍用地跡地利用の推進				
駐留軍用地跡地(以下「跡地」という。)の有効かつ適切な利用は、沖縄の将来発展にとって極めて重要な課題であることから、米軍再編に伴う米軍施設等の返還をも見据えた跡地利用の促進のため、アドバイザー派遣、跡地利用計画の作成のための調査に対する支援などを実施する。	要望がある市町村全てへアドバイザーを派遣することや跡地利用に係る構想・計画の作成を支援することなどにより、市町村等における跡地利用に向けた取組が促進されること。	跡地利用に係る構想・計画の作成状況	3件	要望があれば全て実施検討
		市町村に対するアドバイザー派遣件数	3件	要望があれば全て実施検討(23年度は現時点での派遣件数)
		支援を行う実施調査の件数	27件	要望があれば全て実施検討

施策② 沖縄の離島の活性化

<p>離島の活性化は、沖縄の均衡ある発展にとって重要な課題であるとともに、国土保全の面でも重要であることから、島の自然や文化など、それぞれの島の持つ魅力を活かした交流の促進や、専門家の派遣を通じた離島の産業振興の支援などを実施する。</p>	<p>離島の自然・伝統文化を活かした交流活動の実施や、離島地域における主体的かつ具体的な取組に対して専門家の派遣等を支援することにより、産業の振興や雇用の確保等を図り、離島地域の活性化に資する。</p>	<p>離島に派遣した児童生徒等へのアンケート調査での肯定的評価の割合</p>	80%	平成22年度実施の類似事業の実績値を踏まえて目標値を設定
		<p>販売戦略の構築及び販路拡大に必要な専門家等の派遣数</p>	8件	平成22年度実施の特産品等開発事業成果を踏まえて目標値を設定

施策③ 沖縄振興計画の推進に関する調査

<p>沖縄の更なる発展を図るため、沖縄振興計画等に基づき、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現を目指して諸施策・諸事業を推進するとともに、これまで沖縄振興計画等に基づき実施されてきた諸施策・諸事業全般について総点検等を行い、今後の沖縄振興の在り方を検討する。</p>	<p>地理的・社会的な特殊事情等から依然として沖縄県は厳しい経済状況にあることから、自立を促進する産業の振興や雇用の創出、県土の均衡ある発展などの課題の解決に向けた取り組みを行うとともに、沖縄振興計画の期限(平成23年度末)を見据え、調査検討された今後の沖縄振興の在り方が各種審議会等で利活用されることにより、現行計画後を展望した沖縄振興の在り方について効果的な検討を図る。</p>	<p>今後の沖縄振興の在り方について検討を行うために審議会等で使用される利活用度</p>	100%	<p>本調査を沖縄振興審議会等に活用することで、今後の沖縄振興の在り方について効果的な検討が図れることから、測定指標は100%を目指すこととする。</p>
---	---	--	------	---

施策④ 沖縄における産業振興

沖縄県入域観光客数	600万人	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の観光産業の推進を通じて入域観光客数、観光収入等の増加を図ることは、県民所得の向上や失業率の改善など沖縄の自立型経済の発展に大きく寄与するものとなるため。 ・沖縄県では、単年度ごとの数値目標を設定した具体的な誘客行動計画である「ビジットおきなわ計画」を毎年度策定していることから、測定指標については、「平成23年度 ビジットおきなわ計画」で設定されている数値目標を選定した。
沖縄県における観光収入	4,320億円	
沖縄県の完全失業率	全国平均並み	「みんなでグッジョブ運動」にもあるように、沖縄県の自立型経済の構築に向け、最低でも雇用情勢を全国平均並みにすることは妥当である。
那覇空港国際貨物取扱量	約180,000トン	沖縄振興計画(平成14年7月10日内閣総理大臣決定)等に基づき沖縄県による検討結果により設定
臨空型企业誘致	3社	同上

沖縄振興計画に基づき、沖縄の自立型経済の発展に向けた産業振興の推進を図る。

アジア諸国に近接しているという地理的特性、亜熱帯という自然的特性などの沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進め、民間主導の自立型経済の発展を目指す。特に、観光産業、情報通信産業の高付加価値化とともに新しいリーディング産業を構築していく。

二酸化炭素排出削減量	8200トン (平成26年度まで)	同上
大学や研究機関等の研究成果の技術移転等を行う支援機関(TLO、産業振興公社等)において就職するコーディネーターの数	5人(平成24年度まで)	同上
沖縄県内の情報通信関連産業への雇用者数	2.8万人	沖縄振興特別措置法に基づき分野別同意計画「沖縄県情報通信産業振興計画」における設定指標に基づき沖縄県による検討結果により設定
沖縄県内への情報通信関連企業の立地企業数	240社	同上
県外からの誘致企業数	5年間で10社程度(平成21年度～平成25年度)	沖縄振興計画(平成14年7月10日内閣総理大臣決定)等に基づき沖縄県による検討結果により設定
コンテンツの商品化件数	5年間平均で20%程度(平成22年度～平成26年度)	同上
採択プロジェクト・企業数のうち商品化される割合	5年間平均で20%程度(平成22年度～平成26年度)	同上

地域医療施設とリハビリ関係施設の整備	完成予定(平成25年度まで)	「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」の提言に基づく事業として、ギンバル訓練場跡地に、健康診断、がん検診等の受診や放射線治療のできる地域医療施設と運動療法のできるリハビリ関係施設を整備するが、平成25年度末の完成予定であるため、定量的な測定指標は示せない。
--------------------	----------------	---

施策⑤ 沖縄における社会資本等の整備

地域森林計画書に記載された治山事業の数量のうち、着手済の地区数	88地区	森林法第5条第1項に基づき沖縄県が作成した地域森林整備計画において、実施すべき治山事業の数量について掲げており、平成31年度(※沖縄北部地域森林整備計画)までの目標値を定めている。 社会資本整備重点計画法第4条第1項に基づき作成した社会資本整備重点計画において、海岸事業の課題と今後の方向性について掲げており、平成24年度までの目標値を定めている。
津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない面積の削減(農地・漁港)	649ha(平成24年度まで)	社会資本整備重点計画において、津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない農地の面積の削減値を平成24年度までの目標値としている。
津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない面積の削減(海岸整備率)(河川・港湾)	59.5%	第3次沖縄県社会資本整備計画における目標値を目標としている。
公営住宅整備戸数	34,700戸	第3次沖縄県社会資本整備計画における目標値を目標としている。
下水道処理人口普及率	70.0%	第3次沖縄県社会資本整備計画における目標値を目標としている。

産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設、医療施設の整備及び災害に強い県土づくりなど、社会資本整備を中心とした沖縄振興開発事業を実施。

沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。

配水池標準有効容量の達成率	100%	第3次沖縄県福祉保健推進計画における目標値を目標としている。
一般廃棄物のリサイクル率	22.0%	第3次沖縄県環境保全実施計画における目標値を目標としている。
一般廃棄物の最終処分率	12%	第3次沖縄県環境保全実施計画における目標値を目標としている。
一人当たり公園整備面積	14.0m ² /人	第3次沖縄県社会資本整備計画における目標値を目標としている。
農地にかんがい施設が整備された面積の割合	49.0%	沖縄振興特別措置法第60条に基づき沖縄県が作成した沖縄県農林水産振興計画において、「亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備」を基本方向として掲げており、具体的に平成23年度までの目標値を定めている。
造林面積	1,660ha	沖縄振興特別措置法第60条に基づき沖縄県が作成した沖縄県農林水産振興計画において、「亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備」を基本方向として掲げており、具体的に平成23年度までの目標値を定めている。
漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率	60%	沖縄振興特別措置法第60条に基づき沖縄県が作成した沖縄県農林水産振興計画において、「亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備」を基本方向として掲げており、具体的に平成23年度までの目標値を定めている。
公立学校施設の耐震化率	100%(平成27年度まで)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第11条の規定に基づき、文部科学大臣が定める施設整備基本方針(平成23年～27年)において、「平成27年度までの5年間のできるだけ早い時期に、耐震化を完了させる」とされているため。

10万人対医師数 (全国比)	100%	第3次沖縄県福祉保健推進計画における目標値を目標としている。
-------------------	------	--------------------------------

さとうきびの生産量	945,000t(平成27年度まで)	平成17年に農林水産省で決定された「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に則り、沖縄県におけるさとうきびの生産量の目標値が設定されている。
ウリミバエの発生件数	0件	ウリミバエについては、植物防疫法第16条の3及び植物防疫法施行規則第35条の7第2項において移動禁止動物に指定されているが、沖縄県では平成5年にウリミバエ根絶に成功したことでウリ類などの野菜を県外に出荷することが可能となった。 そのため、ウリミバエ根絶の状況を維持していくことが必要であり、事業効果を測定する上でウリミバエの発生件数を目標値としている。 また、ウリミバエの発生が皆無であることで県外への野菜出荷が可能となるため、目標値については0%としている。

施策⑥ 沖縄の特殊事情に伴う特別対策

ハブ咬傷年間患者数	65人	第3次沖縄県福祉保健推進計画における目標値を目標としている。
沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(低金利による資金供給)	70%	沖縄振興計画(総理大臣決定)に基づき、「沖縄振興開発金融公庫においては、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度等に対する資金制度を整備し、企業等の積極的な活用を促進」と記述されていることから、融資対象者からの沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、測定指標で定める各項目において、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合が70%以上であることを目標としている。

<p>沖縄の置かれた自然的・歴史的な特殊事情に鑑み、その諸課題を解決するために必要な対策を実施。</p>	<p>沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。</p>	<p>沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(景気動向や一時的業況の変動に影響されない安定的な資金供給)</p>	<p>70%</p>	<p>沖縄振興計画(総理大臣決定)に基づき、「沖縄振興開発金融公庫においては、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度等に対する資金制度を整備し、企業等の積極的な活用を促進」と記述されていることから、融資対象者からの沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、測定指標で定める各項目において、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合が70%以上であることを目標としている。</p>
		<p>沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(固定金利による長期資金の供給)</p>	<p>70%</p>	<p>沖縄振興計画(総理大臣決定)に基づき、「沖縄振興開発金融公庫においては、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度等に対する資金制度を整備し、企業等の積極的な活用を促進」と記述されていることから、融資対象者からの沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、測定指標で定める各項目において、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合が70%以上であることを目標としている。</p>
		<p>特殊抗毒素(治療薬)の研究の進捗状況</p>	<p>ハブ毒中和ヒト抗体の力価等評価(治療効果の検証)</p>	<p>咬症時に県民等が安心して治療を受けるためには、副作用の少ない安全な特殊抗毒素(治療薬)の開発が不可欠であることから設定している。</p>

施策⑦ 沖縄の戦後処理対策

<p>先の大戦において、国内最大の地上戦が行われた沖縄の歴史的背景等を踏まえ、不発弾等処理対策や土地の位置境界明確化事業等の推進を図る。</p>	<p>沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。</p>	<p>沖縄不発弾等対策事業の実施状況(不発弾等処理事業の実施件数)</p>	5箇所	<p>なお多くの不発弾等が地中に埋没していると推測され、不発弾等をできる限り早期に処理し、事故防止等を図るために今後も事業を推進する必要があることから、市町村が単独で行う公共工事の計画を各市町村に照会するとともに、これまでの探査・発掘の実績等を基に目標を設定している。</p>
		<p>沖縄不発弾等対策事業の実施状況(広域探査発掘事業の実施地区数)</p>	2地区	
		<p>沖縄不発弾等対策事業の実施状況(市町村支援事業の実施件数)</p>	9箇所 (平成22年度: 7箇所)	
		<p>沖縄不発弾等対策事業の実施状況(特定処理事業における事故発生件数)</p>	0件	<p>不発弾等をできる限り早期に処理し、事故防止等を図るために、発見された不発弾等の撤去の際に必要な土のう積等の防護壁を設置し、安全の確保を図り、特定処理事業において事故が起こらないことを目標としている。</p>
		<p>対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(当該年の9月又は当該年度の末月までに誤りなく支給を完了した件数の割合)</p>	100%	<p>対馬丸の遭難に伴い死亡した学童の遺族に弔意を表し、慰籍するという事業の趣旨を踏まえ、適正、円滑に特別支出金の支給が実施されているか否かを目標としている。</p>
		<p>対馬丸平和祈念事業の語り部の講演回数</p>	100回	<p>遺族や生存者の高齢化が進むなか、沖縄戦の悲劇の象徴である対馬丸事件を後世に伝えるとともに、遭難学童への哀悼と平和を祈念するため、対馬丸記念会が対馬丸記念館の内外で行う語り部の講演回数を指標とし、過去5年間の講演回数の平均値を目標としている。</p>

		対馬丸平和祈念事業の語り部に係るアンケート調査において有益とする者の割合	90%	遺族や生存者の高齢化が進むなか、沖縄戦の悲劇の象徴である対馬丸事件を後世代に伝えるとともに、遭難学童への哀悼と平和を祈念するため、本事業を有益とする者の割合を指標とし、その割合が90%以上であることを目標としている。
		沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(ホームページ利用件数)	80,000件 (平成22年度:90,000件)	多くの尊い命が失われた沖縄戦について、一般の理解に資するため、閲覧室のホームページの利用件数及び来室者数を測定指標とし、これまでの利用実績を基に目標を設定している。
		沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(来室者数)	320人	
		位置境界明確化事業の実施状況(認証面積率)	前年度比増 (平成22年度:99.69%)	関係地主との十分な合意形成を図り、位置境界の明確化を実施していく必要があるため、認証面積率の上昇を目標としている。

政策11 共生社会実現のための施策の推進

施策① 子ども・若者育成支援の総合的推進(子ども・若者ビジョン)

平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)」に基づく大綱として、施策の基本的な方針等を定めた「子ども・若者ビジョン」(平成23年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)が策定されたことを受け、その総合的な推進を図る。	子ども・若者が生き生きと幸せに、社会の形成者として健やかに成長するよう支援するとともに、学校、家庭、地域等が連携・協力して子ども・若者の育成支援に取り組む社会の実現。	「子ども・若者ビジョン」に盛り込まれた施策のフォローアップ	施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進点検・評価会議によるフォローアップ、子ども・若者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	子ども・若者ビジョンに基づく施策の実施状況について点検・評価等を行うため、有識者や若者等から構成される子ども・若者育成支援推進点検・評価会議を開催することと、子ども・若者白書を作成することを踏まえて設定した。
---	---	-------------------------------	---	--

施策② 青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)

平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。

青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が整備される。

青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ

施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進本部によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認)

毎年、関係府省に対して行っている、青少年インターネット環境整備基本計画における施策の進捗状況の調査結果を踏まえて設定した。

施策③ 子ども・子育て支援の総合的推進(子ども・子育てビジョン)

我が国は、平成17年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。
このために少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)に基づき策定された「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)等に基づき、これまで少子化社会対策を総合的に推進してきたところである。

「子ども・子育てビジョン」においては、平成26年までの今後5年間を目標とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後のこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。

子ども・子育てビジョンに盛り込まれた施策のフォローアップ

施策の進捗状況の確認(少子化社会対策会議によるフォローアップ、子ども・子育て白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)

・子ども・子育てビジョンに盛り込まれた個別施策について、子ども・子育て白書における施策の進捗状況の調査結果を踏まえて設定した。
・年度ごとの目標値は、施策の進捗状況の確認(少子化社会対策会議によるフォローアップ、子ども・子育て白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)

施策④ 子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する調査研究・人材育成等

<p>子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する施策について、原因の分析、支援の方法等必要な調査研究、人材の養成や国民の理解促進を図るための人材育成・理解促進事業やホームページでの情報発信等を行う。</p>	<p>「子ども・子育てビジョン」においては、平成26年までの今後5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後のこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。</p>	<p>子育てしやすい環境づくりについて関心がある人の割合</p>	<p>75% (平成22年度:85%)</p>	<p>・少子化対策基本法第17条第2項において、「国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。」とされていることや、少子化は子育て家庭だけではなく、国民一人一人に関わる問題であることから当該測定指標を設定した。 ・平成22年度の実績値は69.2%で、目標値85%以上との大幅な乖離があった。また、平成22年1月の「子ども・子育てビジョン」に基づき、各種の子ども・子育て支援施策が進められており(数値目標は26年度)、これら施策の効果は年々徐々に国民意識に反映されていくと思われることから、目標年度を25年度に設定</p>
		<p>青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合</p>	<p>40%以上</p>	<p>平成22年度の基準値を超えるよう設定した。</p>

施策⑤ 食育の総合的推進(食育推進基本計画)				
食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	食育推進基本計画に盛り込まれた施策が推進されること。	食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	施策の進捗状況を確認	食育基本法において、食育推進会議は食育基本計画を作成し、その実施を推進することとされており、また、政府は、毎年、国会に、食育の推進のために講じた施策を報告することとされていることから、食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップが必要であることから設定。
施策⑥ 食育に関する調査研究等				
食育基本法に基づく施策を実施し、食育に対する国民の理解を促進する	食育基本法に基づく施策の推進により、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができる社会を実現すること。	食育に関心を持っている人の割合	90%	食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であるが、これにはまずより多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないことから、平成17年度に70%となっていた割合を平成22年度までに90%以上とすることを目指していたが、平成22年度においても目標値と大きくかい離している。 このため、「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23~27年度)において、引き続き27年度までに90%以上とすることを旨とするとしている。
施策⑦ 高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)				
高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された「高齢社会対策大綱」(平成13年12月28日閣議決定)では、国が推進すべき施策分野として「就業・所得」、「健康・福祉」、「学習・社会参加」、「生活環境」及び「調査研究等の推進」の5分野を定めている。大綱に基づき、国、地方公共団体、民間団体等と連携して高齢社会対策を総合的に推進するため、「高齢社会白書」の発行および意識調査等を実施する。	施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)に盛り込まれた施策のフォローアップ	施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	・高齢社会対策大綱に盛り込まれた個別施策について、高齢社会白書における施策の進捗状況の調査結果を踏まえて設定した。 ・年度ごとの目標は、施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)

施策⑧ 高齢社会対策に関する調査研究・参画促進

<p>高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に沿って、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、地方公共団体・NPOと連携し、「社会参加活動等の事例紹介事業」、「高齢社会フォーラム」など、高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業を実施する。</p>	<p>国民一人一人が長生きして良かったと誇りを持って実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会の実現。</p>	<p>社会参加したいと思う高齢者の割合</p>	<p>70%以上</p>	<p>昨年から取り入れた指標であり、今年度も引き続き測定指標として設定。平成22年度は目標を上回ってはいるものの、結果に世代間でのばらつきもあり、本指標を今後も全体として測定することが重要。</p>
---	---	-------------------------	--------------	---

施策⑨ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する調査研究等

<p>社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る</p>	<p>「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づく取組の推進により、バリアフリー・ユニバーサルデザインが当然のこととして理解され、共生社会の実現が図られること。</p>	<p>バリアフリーの認知度</p>	<p>100%</p>	<p>国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解することが必要であることから、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)に掲げられている目標値を引き続き目指す。</p>
---	---	-------------------	-------------	---

施策⑩ 障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)

障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき策定された「障害者基本計画」(平成14年12月24日閣議決定)では、国が取り組むべき施策分野として「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」及び「国際協力」の8分野を定めている。基本計画に基づき、国の行政機関をはじめとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策の総合的かつ計画的な推進を図る。また、障害者基本法が23年度に改正された場合、障害者政策委員会が設置され、施策の総合的推進が一層進む予定である。

障害者基本計画に定められた、個別施策分野等について計画の後期である平成24年度末までにその内容を着実に推進する。

障害者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ

施策の進捗状況を確認

障害者基本法に基づき平成14年12月24日閣議決定。平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき基本的方向について定める。

施策⑪ 障害者施策に関する調査研究・連携推進等

障害者基本計画の後期重点施策5か年計画においては、障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、併せて障害者への配慮等について国民の強力を得るため、「共生社会」の周知度の目標として平成24年度までに世代全体の50%以上、若者(20代)の50%以上を目指し、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強力に推進することとしており、障害者基本法を踏まえ策定された「障害者週間の実施について」(平成16年12月1日障害者施策推進本部決定)に基づき、障害や障害のある人に対する国民の関心、理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加の意識の高揚を図るため、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」とし、前後の期間を含め、全国で、官民にわたって多彩な行事を集中的に実施するなど、積極的な啓発・広報活動を実施する。障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現は、重要な課題となっている。

障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、共生社会の考え方の国民への周知を図ること。

共生社会の認知度
・世代全体

50%以上

共生社会の認知度
・若者(20歳代)

50%以上

障害者基本計画(平成15年度～24年度)の後期5か年計画(20年度～24年度)において、障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、併せて障害者への配慮等について国民の強力を得るため、「共生社会」の周知度の目標として平成24年度までに世代全体の50%以上、若者(20代)の50%以上を目指し、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強力に推進することとした。

施策⑫ 交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)

<p>交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進する。</p>	<p>第9次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。</p>	<p>第9次交通安全基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ</p>	<p>第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進</p>	<p>第9次交通安全基本計画では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めているため。</p>
---	---	-------------------------------------	-----------------------------	--

施策⑬ 交通安全対策に関する調査研究・人材育成等

<p>第9次交通安全基本計画及び平成23年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。</p>	<p>内閣府で実施する各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。</p>	<p>普段から交通安全を意識していると思う人の割合</p>	<p>90% (平成22年度:85%以上)</p>	<p>・国民の意識調査で「普段から交通安全を意識していると思う人」の割合が9割に達することで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。 ・平成22年度事後評価結果を踏まえ、「普段から交通安全を意識していると思う人」の割合の目標値を90%と設定。</p>
		<p>自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合</p>	<p>90%</p>	<p>・国民の意識調査で「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人」の割合が9割に達することで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。 ・平成22年度事後評価結果を踏まえ、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人」の割合の目標値を90%と設定。</p>

施策⑭ 犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画)

<p>犯罪被害者等基本計画策定等に関し各種会議を運営し、総合調整を図るとともに、同計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認する。</p>	<p>犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた幅広い取組の実現</p>	<p>犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ</p>	<p>施策の進捗状況を確認</p>	<p>施策の進捗状況の確認(犯罪被害者等施策推進会議または基本計画策定・推進専門委員等会議におけるフォローアップ、犯罪被害者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)</p>
---	---	------------------------------------	-------------------	--

施策⑮ 犯罪被害者等施策に関する調査研究・連携推進等

<p>犯罪被害者白書の作成及び各種調査を実施し、各課題に係る情報・データを把握、蓄積するとともに、ホームページへの掲載等を行う。</p>	<p>国民及び関係者が犯罪被害者等施策に対する理解や関心を深めるとともに、地域における犯罪被害者等支援に関する取組に向けた気運が醸成される。</p>	<p>犯罪被害者支援に関心を持っている人の割合</p>	<p>60%</p>	<p>「共生社会政策に関する意識調査」(平成23年4月実施)結果等を踏まえ、目標値を設定。</p>
--	--	-----------------------------	------------	---

施策⑩ 自殺対策の総合的推進

自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき策定された「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定。平成20年10月31日一部改正)では、国が推進すべき自殺対策の指針として9項目48の重点分野及び平成28年までに達成すべき目標が示されている。また、大綱に基づき、大綱策定後1年間のフォローアップ結果及び最近の自殺の動向を踏まえ、自殺対策の一層の推進を図るため、当面、強化し、加速化していくべき施策を「自殺対策加速化プラン」として策定した(平成20年10月31日自殺総合対策会議決定)。さらに、自殺をめぐる厳しい状況を受け、政務三役と有識者からなる自殺対策緊急戦略チームより、平成21年末・年度末に向けて「自殺対策100日プラン」が提言された(平成21年11月27日)。これを受けて、現下の自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(平成22年2月5日自殺総合対策会議決定)を策定し、機動的に対策を講じた。

さらに、平成22年年9月7日には、自殺総合対策会議の下に「自殺対策タスクフォース」を設置し、「年内に集中的に実施する自殺対策の取組について」(平成22年9月7日自殺対策タスクフォース決定)を策定し、同年中の自殺者数を可能な限り減少させる取組を行った。

当初、タスクフォースは平成23年3月31日までの時限措置であったが、設置期限を1年間延長し、24年3月31日までとすることが決定され、引き続き23年の自殺者数を可能な限り減少させるよう取り組むこととなった。

本施策の推進により、年間3万人を超える自殺者数の減少を図る。

自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ

施策の進捗状況の確認

自殺対策推進会議での審議及び自殺対策白の作成を通じ、自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。

施策⑰ 自殺対策に関する調査研究・人材育成等

国、地方公共団体、民間団体等と連携した各種啓発事業や、「自殺予防週間」(毎年9月10日～16日)及び「自殺強化月間」(毎年3月)の実施、パンフレットの配布、HP等を通じて、自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及し、自殺予防に向けた機運の醸成を図る。また、都道府県・政令指定都市自殺対策主管課長等会議の開催や地域における自殺者遺族支援団体の自立化を支援することにより、自殺対策に従事する者の技能の向上や相互の連携を推進する。

本施策の推進により、年間3万人を超える自殺者数の減少を図る。

自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合

40%以上

自殺対策についての普及啓発活動の実施状況の確認を行うために測定指標として設定した。

施策⑱ 青年国際交流の推進

日本青年を海外に派遣し、または外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うことにより、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次代を担うにふさわしい国際性を備えた健全な青年を育成する。

本施策の推進により、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を促す。

青年国際交流事業の各事業における参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立ったと思う者の割合

90%

事業を通じて培われた国際的な視野やディスカッション能力、ネットワークを用いて国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を促すことを目標としている。事業終了後に参加青年に対して事業参加が青年本人の将来に役立ったと思う者の割合を測定指標として観測し、その割合が90%以上となることをもって測定方法とした。

政策12 栄典事務の適切な遂行

施策① 栄典事務の適切な遂行

<p>栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、これに関連する審査、伝達等の事務を行う。</p>	<p>適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努める。</p>	春秋叙勲の発令数	春秋ごと概ね4,000名	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)において「毎回おおむね4,000名」と規定されている。
		危険業務従事者叙勲の発令数	毎回の発令ごと概ね3,600名	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、危険業務従事者叙勲受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回おおむね3,600名」と規定されている。
		春秋褒章の発令数	春秋ごと概ね800名	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、褒章受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回おおむね800名」と規定されている。
		発令日	春: 4月29日 秋: 11月3日	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、発令日については、勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等において「春にあつては4月29日、秋にあつては11月3日に」と規定されている。
		「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数	前年度比増(51,565件)以上	国民が「一般推薦制度」の概要を認識することにより、人目につきにくい分野において真に功労のある人など春秋叙勲の候補として把握するため、「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数を前年度比増とする。

政策13 男女共同参画社会の形成の促進

施策① 男女共同参画施策の総合的推進(男女共同参画基本計画)

<p>平成22年12月17日に閣議決定した、第3次男女共同参画基本計画に基づき、政府一体となった総合的かつ計画的な男女共同参画社会実現のための施策の推進状況を確認し、必要に応じて取組の強化等を働きかける。</p>	<p>第3次男女共同参画基本計画における、平成32年までを見通した施策の基本的方向の実現と平成27年度末までに実施する「具体的施策」の推進。</p>	<p>第3次男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の推進状況の確認</p>	<p>施策の推進状況の確認 (男女共同参画白書の取りまとめによる施策の推進状況の確認)</p>	<p>男女共同参画社会基本法第12条において、「政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない」と定められているため。</p>
--	--	---------------------------------------	---	--

施策② 男女共同参画に関する普及・啓発

<p>男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。 本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。</p>	<p>男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める。</p>	<p>男女の多様な生き方を認める割合 (「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的性別役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合)</p>	<p>56%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する国民の認識の深さを具体化したものである。 ・昨年度以上のパーセンテージを目指す。
		<p>内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数</p>	<p>33000件/月 (平成22年度: 30,000件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する国民の認識の深さを具体化したものである。 ・昨年度以上のアクセス件数を目指す。
		<p>総合情報誌「共同参画」に関するアンケートの肯定的な評価の割合</p>	<p>70%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する意識の高さを具体化したものである。 ・肯定的な読者数の維持を目指す。

施策③ 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携

<p>男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。</p>	<p>地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発や人材育成を進めるほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。</p>	<p>「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合</p>	80%	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、毎年度プログラム等の見直しを行うことで、参加者の満足度を上げ効率のよい開催が期待できることから当指標の設定を行った。 ・平成22年度事後評価結果を踏まえ、「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートでの肯定的な評価の割合を80%と設定した。
		<p>「男女共同参画苦情処理研修」における肯定的な評価の割合</p>	80% (平成22年度:70%以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、毎年度プログラムの見直しを行うことで、研修のより高い効果を期待できることから当指標の設定を行った。 ・平成22年度事後評価結果を踏まえ、「男女共同参画苦情処理研修」におけるアンケートでの肯定的な評価の割合を80%と設定した。
		<p>地域における男女共同参画促進の取組事例収集件数</p>	100件以上 (平成22年度:50件以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における男女共同参画の促進については、緊急の課題として取組が必要である震災支援状況調査を行うこととしており、幅広い事例の収集が見込まれる。 また、平成22年度事後評価結果を踏まえ、地域における男女共同参画促進の事例収集件数を100件以上と設定した。
		<p>「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数</p>	80% 1団体	<ul style="list-style-type: none"> ・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」(以下「国・地方共催事業」とは、内閣府が、男女共同参画推進連携会議の構成団体(89団体(平成23年8月15日現在))や地域版男女共同参画推進連携会議(12団体(同))と共催し、そのときの男女共同参画の課題に関連したセミナー、シンポジウム等を開催することにより、当該構成団体において男女共同参画の理解を深めることを目的としたもの。 ・平成19年度より毎年度開催しているものであり、年度ごとに、これらの団体に対して公募し、応募・審査・採択を経て実施している。 ・男女共同参画を推進するためには、これらの団体(民間団体)との連携が不可欠であり、その推進・連携の輪を広げるためには、アンケートによる参加者からの意見を踏まえたプログラム等の見直しを行うことに加え、新規団体(これまでに共催したことのない団体)と共催することが重要である。 ・アンケートの肯定的な評価については、平成22年度の結果を

				踏まえ、80%と設定した。 ・新規共催団体数については、これまでに共催したことのない団体(少なくとも1団体)を含めて共催することを目標として設定した。
--	--	--	--	--

施策④ 国際交流・国際協力の促進

<p>女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換等を行う。</p>	<p>男女共同参画についての国際的取組を国内へ浸透させるとともに、国際的動向の情報収集や分析を行い、我が国の施策・取組を発信することで、国際交流と国際協力を促進する。</p>	<p>「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議への出席回数</p>	<p>7回 (平成22年度：4回)</p>	<p>・国際会議等へ積極的に出席し、国際的に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うことで、我が国の「男女共同参画社会」の形成の促進につながるものとなるため。</p>
		<p>第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」の推進</p>	<p>具体的施策の推進</p>	<p>男女共同参画社会基本法(平成11年施行)において、「男女共同参画基本計画」を定めなければならない。」と規定されているため。</p>

施策⑤ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組

<p>配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。</p>	<p>女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進する。</p>	<p>女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数</p>	<p>全地方公共団体 (都道府県・政令指定都市66カ所、市区町村1902カ所)</p>	<p>・国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発・教育の充実を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」として期間を設け、集中的、総合的に広報啓発を行うことは、女性に対する暴力の根絶に向けた取組の促進につながるものとなるため。</p>
		<p>第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の推進</p>	<p>具体的施策の推進</p>	<p>男女共同参画社会基本法(平成11年施行)において、「男女共同参画基本計画を定めなければならない。」と規定されているため。</p>

施策⑥ 女性の参画の拡大に向けた取組				
女性の参画の現状を明らかにすることにより各種機関・団体等の取組を促すとともに、制度や実情を調査・分析することにより効果的な施策を実施するための基礎資料とし、女性の参画の拡大及びポジティブ・アクション推進についての啓発を図る。	女性の参画の拡大に向けた取組を進めることにより、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標の達成を目指す。	女性の参画の拡大状況の確認	女性の参画状況の確認 (各調査による)	・女性の参画の拡大に向けては、女性の参画の現状を明らかにすることにより各種機関・団体等の取組を促すことが必要である。 ・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)においても、第1分野「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」において、平成27年度末までに実施する具体的施策として、「様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について定期的に調査して情報提供する。」とされており、女性の参画の拡大状況を毎年度着実に調査・公表することが指標として適切と思料。
施策⑦ 新分野における男女共同参画の推進				
男女共同参画の意義についての正しい理解が浸透し、男性自身が自らの問題として、男女共同参画を捉えられるよう、普及啓発、総合的な調査・分析による効果的な施策の検討、男性の家庭・地域への参画促進を行う。	男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等働き方の見直し等による男性の地域生活や家庭生活への参画を促進する。	男性の男女共同参画推進(仮称)シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合	70%	アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、毎年度プログラム等の見直しを行うことで、参加者の満足度を上げ効率のよい開催ができることから当指標を設定。目標値については、類似事業の実施初年度の値に倣い設定。
施策⑧ 仕事と生活の調和の推進				
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月に新たに制定)に基づき、政・労・使・自治体、国民等、官民が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の基本理念に関する国民の理解を深め、国民運動を通じた気運の醸成を図る。	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に基づく施策の進捗状況の確認	施策の推進状況の確認	・憲章に基づき企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定めた「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、「仕事と生活の調和した社会の実現に向けた全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図る」こととしているため。

政策14 食品の安全性の確保

施策① 食品健康影響評価技術研究の推進

<p>食品健康影響評価(リスク評価)の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度の下、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を委託方式にて実施する。</p>	<p>信頼性の高い食品健康影響評価の効果的・効率的な実施を促進する。</p>	<p>「食品健康影響評価技術研究の実施について」に定める事後評価結果</p>	<p>すべての評価項目について平均評価点が3以上の研究課題が50%以上</p>	<p>個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、事後評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。</p>
		<p>「食品健康影響評価技術研究の実施について」に定める中間評価結果</p>	<p>平均評価点が3以上の研究課題が50%以上</p>	<p>個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、中間評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。</p>

施策② 食品安全の確保に必要な総合的施策の推進

<p>国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等に関する、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ行う関係者間での情報共有及び意見交換並びに正確な情報の周知等を目的とするホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信等の食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。</p>	<p>食品安全委員会が行う食品健康影響評価の内容等に対する理解を深めることにより、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。</p>	<p>食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合</p>	<p>60%</p>	<p>過去に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で約40%であったことから、意見交換会において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすい情報の提供に努めることにより、「リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が60%以上となることを目標値として設定。</p>
		<p>食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合</p>	<p>60%</p>	<p>相互理解を深める新たな手法の導入や円滑な意見交換会の運営は、リスクコミュニケーションを推進する上で重要な要素である。このような取組により、「意見交換会に満足した者」の割合が60%以上となることを目標値として設定。</p>
		<p>年度末におけるメールマガジンの登録者数(対前年度末に対する増加率)</p>	<p>18% (平成22年度:20%)</p>	<p>リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、地方も含めた全体的な評価を行うに当たっては、メールマガジンの登録者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、メールマガジンの登録者数の増加率が18%以上となることを目標値として設定。</p>

政策15 原子力利用の安全確保

施策① 原子力利用の安全確保に係る施策の遂行

有識者からなる調査審議機関として、専門的・中立的な立場から、関連知見の収集・整理を踏まえた、安全規制に係る見解等の表明、原子力施設の設置許可等に係る安全審査、安全審査等に用いる指針類の整備、行政庁の安全規制活動に対する監視・監査、原子力防災体制の整備、社会とのコミュニケーション等を行う。

本施策の遂行を通じ、我が国の原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に寄与する。

安全規制に的確に反映すべき最新の科学的知見の収集・整理、必要に応じた原子力安全委員会としての見解の表明及び安全審査指針類の整備(安全規制に係る見解、専門部会等報告書及び指針類の策定・改訂の件数)

安全審査指針類および原子力防災指針における見直しの方針を年度末までに示す

「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」(平成22年12月3日原子力安全委員会決定)
 「安全審査指針類の検討について(指示)」(平成23年6月16日原子力安全委員会決定)
 「「原子力施設等の防災対策について」の検討について(指示)」(平成23年6月16日原子力安全委員会決定)

政策16 公益法人制度改革等の推進

施策① 新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保

<p>新公益法人制度では従来の公益法人は平成25年11月末までの期間に移行申請を行わないと解散になるとされていることから、移行期間内の円滑な移行を実現するとともに、移行法人の適切な監督を実施</p>	<p>早期の申請を促進した上で、柔軟かつ迅速な審査を行い、新制度への円滑な移行を進めるとともに、適切な監督を実施し、「民による公益の増進」を実現</p>	<p>1年間における申請件数(移行認定申請、移行認可申請、公益認定申請)</p>	<p>2000件</p>	<p>新公益法人制度においては、現在の特例民法法人は、平成25年11月末までに移行しなければ解散となるため、新たな公益の担い手となる法人を増やし、「民による公益の増進」をできるだけ早期に実現するためには、特例民法法人からの早期申請を促進し、円滑に新制度に移行させることが求められる。 一方、国所管の特例民法法人(平成20年12月現在で6,625法人)のうち、平成22年度末時点で申請があった法人数は約1,100法人に留まっており、未申請の法人が新制度に円滑に移行し、かつできるだけ申請を前倒して早期に申請してもらう観点から、平成23年度の目標申請件数を約2,000件に設定した。</p>
		<p>不利益処分である命令及び認定・認可の取消しを講じられた法人の割合</p>	<p>1%以下</p>	<p>税制優遇等の社会的恩恵をうけつつ、不特定多数の者を対象に公益目的事業を行う公益法人については、継続的に公益認定基準に適合していることが必要である。そのため、毎事業年度提出される財産目録、事業報告書等の確認等により認定基準を満たさない状況が明らかになった場合には、命令等の行政庁による適切な監督が必要である。 これまでのところ内閣府から公益法人に対して不利益処分を講じたことはないが、新制度に移行する法人が今後増えていくことも踏まえ、目標値を1%以下に設定した。</p>
		<p>1ヶ月における諮問数</p>	<p>1ヶ月間の諮問件数を4ヶ月前の申請件数とする</p>	<p>これまで審査期間を原則4ヶ月以内に認定等することを目標に柔軟かつ迅速な審査に取り組んでおり、平成22年度には763件の処分を行っている。平成23年8月1日には、こうした審査実績を踏まえ、審査期間を4ヶ月とした標準処理期間を設定しており、これらを踏まえ目標値を設定した。</p>

施策② 特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整				
「特例民法法人に関する年次報告」の作成・公表を通じて、指導監督基準等に基づく各府省の所管特例民法法人に対する指導監督状況を的確に把握し、必要に応じ各府省に指導監督の徹底を要請	透明性の確保による特例民法法人の適切な運営を確保し、新制度への円滑な移行に寄与することにより、民間非営利部門の健全な発展を促進し「民による公益の増進」を実現	特例民法法人の実態・状況等を明らかにするための各種調査の確な実施及び公表による指導監督の徹底	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数の減少	新制度への円滑な移行のためには、特例民法法人の実態の把握を通じ所管官庁による指導監督が適切になされる必要があることを踏まえ設定した。
政策17 経済社会総合研究の推進				
施策① 経済社会活動の総合的研究				
経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究	本施策の推進により、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。	ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数	120,000	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。また、本指標について、前年度並みの水準を確保することは、研究等の成果に一定の評価が得られたものとするため。なお、平成20年度政策評価より、「前年度並み」との目標基準を設定している。
		景気指標に関するHPへのアクセス件数	500,000	
		ESRI - 経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合	総じて3分の2以上80%	フォーラム参加者の肯定的評価の割合は、フォーラムの実施内容が国民にとってどの程度関心があり、満足したのかを示すものであり、国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。また、本指標について、前年度並みの水準を確保することは、開催内容に一定の評価が得られたものとするため。なお、平成20年度政策評価より、「前年度並み」との目標基準を設定している。

<p>施策② 国民経済計算</p>				
<p>国民経済計算関連統計の作成のため、推計に必要な基礎調査の実施、推計プログラムの開発や修正、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を請負契約により実施している。また、四半期別GDP速報(QE)における地方自治体の政府最終消費支出を推計するため、地方自治体の予算執行状況を把握する必要があり、地方公共団体委託調査を実施している。</p>	<p>国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。これらの事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。</p>	<p>「公的統計の品質に関するガイドライン」における品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表。</p>	<p>100%</p>	<p>「公的統計の品質に関するガイドライン」が平成23年4月8日各府省統計主管課長等会議申合せを受け、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表を100%達成することを目標値として設定。</p>
<p>施策③ 人材育成、能力開発</p>				
<p>①計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修の実施。 ②当研究所が有する国民経済計算(SNA)統計の概念を理解し、その推計方法を習得するため、各府省の職員及びアセアン主要国の実務担当専門家を対象とするSNA研修の実施。 ③発展途上国等の政府関係機関の職員を対象にマクロ経済政策等についての研修を国際協力機構(JICA)と協力して実施。</p>	<p>政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。</p>	<p>研修に対する研修員アンケートの満足度</p>	<p>80%以上</p>	<p>各研修において研修員の80%以上の満足度を得られれば、目標は達成されたと判断出来る為。</p>

政策18 迎賓施設の適切な運営

施策① 迎賓施設の適切な運営

<p>日本の外交に資するため、迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行うとともに、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を行う。</p>	<p>迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行い、日本の外交に資するものとする。</p>	<p>迎賓館事務連絡会議の開催数 (8月を除く毎月開催)</p>	<p>11回</p>	<p>「迎賓館事務連絡会議開催要領」(昭和49年7月10日総理府総務長官決裁)において、毎月少なくとも1回開催することとされている。</p>
		<p>利用(接遇)実績</p>	<p>年18回</p>	<p>迎賓施設の利活用状況について過去の実績値を踏まえ設定(赤坂迎賓館8回、京都迎賓館10回)</p>
		<p>一般参観者数</p>	<p>32,000人</p>	<p>迎賓施設の役割等について理解を深めるため、迎賓施設としての安全確保・機能保持を考慮したうえで、一般国民を対象とした参観者数を設定(赤坂迎賓館20,000人、京都迎賓館12,000人)</p>
		<p>前庭公開入場者数</p>	<p>10,000人</p>	<p>迎賓施設の役割等について理解を深めるため、迎賓施設としての安全確保・機能保持を考慮したうえで、過去2年の実績を踏まえ、前庭に受け入れられる最大の入場者数を設定(赤坂迎賓館)</p>
		<p>一般参観者及び前庭公開入場者へのアンケート実施による肯定的評価(「満足した」、「ある程度満足した」の合計割合)</p>	<p>80%以上</p>	<p>一般参観及び前庭公開実施方法の工夫に資するとともに、迎賓施設の役割等への理解度を検証するため、昨年度の実施値を踏まえ設定</p>
		<p>賓客の安全対策に対応する適正な警備と秩序維持</p>	<p>確実な実施</p>	<p>迎賓施設の運営に不可欠な安全の確保を設定</p>

政策19 北方領土問題の解決の促進

施策① 北方領土問題解決促進のための施策の推進

国民世論の啓発等を通じて、北方領土問題の解決の促進を図る。	北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。	全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事等の情報を北方対策本部ホームページに掲載する回数	月1回以上	全国各地の行事等の情報を毎月必ず更新することが必要である。
		北方対策本部ホームページへの月間平均アクセス件数(北方領土返還運動全国強調月間を除く)	12,000件 (8500件以上)	前年度(平成22年度)の実績値を上回る水準を維持することを目標とする(平成21年7月に北方対策本部ホームページへのアクセス件数の集計の記録を開始)。
		北方対策本部ホームページで実施する意見募集における、北方領土問題の啓発を目的とした講演会やパネル展等のイベントへの参加意欲があるとの回答の割合	70%	平成20年11月にアンケート結果の集計を開始して以降、最も高い値を記録した平成21年度の実績値を上回る水準を維持することを目標とする。

政策20 国際平和協力業務等の推進				
施策① 国際平和協力業務等の推進				
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」)に基づき、国際平和協力業務等を実施する。	国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与し、我が国の国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等から肯定評価を得る。	国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価	肯定評価	・国際平和協力業務等において、国内や国連・現地政府等の評価が、国際平和協力法第1条に規定する目的「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」を果たしているかどうかを測る大きな目安になるため。
政策21 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡				
施策① 政府・社会等に対する提言等				
各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。	日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。	意思の表出の件数	58件 (平成22年度: 23件)	日本学術会議(特に意思の表出について審議する委員会等の活動)は、会員の半数改選が行われる3年間を活動のサイクルとしており、測定指標「意思の表出の件数」に関しては、3年前である平成20年度における意思の表出件数の実績値を目標値として掲げた。

施策② 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動

<p>科学的知見が世界の政策形成に反映されるよう、G8各国等の科学アカデミーと連携して、G8サミットの議題に関し、科学的立場から意見を集約し、共同声明を発出するほか、国内学術研究団体との共同主催国際会議や持続可能な社会の実現に向けた地球規模の課題を議論する国際会議の開催、アジア地域における学術的な共同研究と協力を促進するために設立されたアジア学術会議に関連する活動、国際学術団体への加入、国際学術団体総会等への代表派遣などを通じ、国際学術団体との連携を図っている。</p>	<p>日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。</p>	G8学術会議共同声明の発出	1回	これまでの発出状況を勘案して目標値(1回)を設定
		アジア学術会議の開催	1回	これまでの開催状況を勘案して目標値(1回)を設定
		二国間学術交流	2回	これまでの交流状況を勘案して目標値(2回)を設定
		ICSU(国際学術会議)、インターアカデミーカウンシル等への対応	2回	これまでの対応状況を勘案して目標値(2回)を設定
		その他の国際学術団体等への代表派遣等	20回	これまでの代表派遣等の状況を勘案して目標値(20回)を設定
		共同主催国際会議の開催	7回	これまでの開催状況を勘案して目標値(7回)を設定
		国際シンポジウムの開催	1回	これまでの開催状況を勘案して目標値(1回)を設定

施策③ 科学の役割についての普及・啓発

<p>日本学術会議会員等が講演、パネルディスカッション等を行うことを通じ、学術の成果を国民に還元するため、日本学術会議主催公開講演会を開催する。</p>	<p>日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。</p>	<p>日本学術会議主催学術フォーラム開催回数</p>	<p>10 (平成22年度:4回)</p>	<p>平成22年度までの主催公開講演会の開催状況は、年4回程度であったが、学術フォーラムに改組したことを踏まえ設定した。</p>
--	---	----------------------------	---------------------------	--

施策④ 科学者間ネットワークの構築				
<p>科学者間のネットワーク構築に寄与するため、各地域で、日本学術会議で集積した研究成果や学術情報の提供を行うほか、地域の科学者からの意見・要望等を聴取するため、科学者懇談会、地区会議公開講演会を開催する。</p>	<p>日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。</p>	地区会議公開講演会の開催	7回	これまでの開催状況を勘案して目標値を設定した。地域固有の問題を踏まえた事業計画を独自に策定し、地域密着型の学術講演会や科学者懇談会等の事業を通じて、地域からの情報発信を目指す地域主体の事業としている。
		学術団体の学術活動を支援するための政策提言	政策提言等のとりまとめ	審議の結果等を外部に報告する(報告書等を作成する)ことに意義があると考え目標値を設定した。
		地区会議の開催	実施	地区会議は、日本学術会議の諸活動を地区内の科学者等に周知徹底し、及び日本学術会議に対する意見、要望等を汲み上げて日本学術会議と科学者との意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的としている。地区会議は、この目的を達成するため、単独または部若しくは委員会と共同で地区内の関係大学、関係機関・団体等の協力を得て、科学者との懇談会の開催、地区会議ニュース等の発行、地域社会の学術の振興に寄与することを目的とする事業などの活動を行うこととされている。地区会議の開催は、当該地区の事業計画等を作成し、その作成・実施に当たっての情報収集・検討等を行うものであり、会議の回数ではなく、その質が重要であることから、「地区会議の開催」という目標値を設定した。

政策22 官民人材交流センターの適切な運営

施策① 民間人材登用等の推進				
<p>総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を開催し、官民間の人材移動を活性化し人材の有効活用の実現を推進する。</p>	<p>企業・府省間の意見交換会を実施する。</p>	<p>総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を開催。</p>	<p>実施</p>	<p>総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」による交流事業による。</p>